

公 告

陸上自衛隊
東立川駐屯地業務隊長
(公 印 省 略)

東京都立川市栄町一丁目2番地の10に所在する陸上自衛隊東立川駐屯地において実施される「自衛隊夏まつり行事」に伴い、駐屯地一般開放来訪者等の利便性を確保するため、野外交店の出店及び販売を行う業者を下記のとおり募集するので、出店を希望する者は、関係事項を確認・承知の上、申込みされたい。

記

1 公募に付する事項

- (1) 業務件名
東立川自衛隊夏まつり行事における野外交店の設置及び経営
- (2) 業務内容
野外交店の出店（約12店舗）及び販売業務
- (3) 販売品目
食品、飲料（酒類含む。）、玩具、雑貨、ミリタリーグッズ等
- (4) 設置期間（国有財産使用許可期間）
令和6年7月24日（水）・25日（木）のいずれか1日
※ 公募への参加は、いずれの日程でも出店可能な業者に限る。
- (5) 設置場所
東京都立川市栄町一丁目2番地の10 陸上自衛隊東立川駐屯地 北広場
※ 使用面積は、1店舗20.00㎡（基準）
- (6) 設置方法（使用形態）
国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定に基づく行政財産の使用許可により設置
なお、国有財産使用料については、防衛省所管国有財産部局（北関東防衛局）の算定による。

2 応募資格

本事業に応募ができる者は、以下に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、業務の全てを自社で適正に履行できること。
- (4) 業者としての財政状況、損益状況及び資金状況が良好であり、かつ、公募対象業務の実施を保証できる能力・体制を有すること。
- (5) 国有財産使用許可書の使用許可条件を全て遵守できること。
- (6) 募集要領及び仕様書（別途配布）の記載事項を全て遵守できること。
- (7) 次の「3 公募への参加を認めない者」に該当しないこと。

3 公募への参加を認めない者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営等に協力又は関与している者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用するなどしている者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団若しくは暴力団員又は本項(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者
- (7) 「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者
- (8) 契約担当官等から指名停止の措置を受け、当該措置の期間中にある者
- (9) 現に指名停止の措置を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であって、当該者の利益を図る等の目的で物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を締結しようとする者

なお、「資本関係又は人的関係にある」とは、次に定める基準に該当する場合をいう。

ア 資本関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する場合。ただし、(ア)については子会社（「会社法」（平成17年法律第86号）第2条第3号及び「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）第3条に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、また、(イ)については子会社の一方が、「会社更生法」（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（「会社法」第2条第4号及び「会社法施行規則」第3条に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する場合。ただし、(ア)については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の「会社更生法」第67条第1項又は「民事再生法」第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による契約、国有財産の使用許可受け等が、他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を実質上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視され得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 公告掲示期間（募集期間）

令和6年2月1日（木）から同年2月14日（水）までの間

5 募集要領及び仕様書の配布

(1) 期 間

令和6年2月1日（木）から同年2月14日（水）までの間
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く。）

各日、午前9時00分から午後1時00分までの間及び午後2時00分から午後5時00分までの間

(2) 場 所

陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊厚生科厚生班（1号館1階西側）

（住所）〒190-8585

東京都立川市栄町一丁目2番地の10

(3) 配布要領

ア 募集要領等の請求・受領の際は、7(3)問合せ先に事前連絡すること。

イ 東立川駐屯地の夏まつり行事に出店実績（令和5年度）のある業者に限り、郵送による配布が可能。当該業者で郵送を希望する場合は、210円切手を貼付した封筒（角形2号）を上記宛てに送付すること。

6 公募説明会

本説明会に遅刻又は欠席した業者は、本公募に参加できない。

(1) 日 時

令和6年2月16日（金）午前10時00分開始（※午前9時55分入室完了）

(2) 場 所

陸上自衛隊東立川駐屯地 駐屯地会議室（1号館1階東側）

(3) 申込要領

別紙様式「公募説明会参加申込書」に必要事項を記入し提出

ア 申込期限

令和6年2月15日（木）午後1時00分（必着）

イ 提出先（提出要領）

7(3)問合せ先（持参又はFAX）

(4) 参加者

各業者2名以内（マスク携行）

(5) 携行品

顔写真付き身分証明書、印鑑、本件募集要領及び仕様書

7 その他

(1) 細部は、別途配布する「募集要領」及び「仕様書」による。

(2) 駐屯地に立ち入る際は、警衛所において入門手続を行うこと。

(3) 問合せ先

陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊厚生科厚生班（担当：高橋・和田）

（住 所）〒190-8585

東京都立川市栄町一丁目2番地の10

（電話番号）042-524-4131（内線）381（FAX：441）

※ 対応時間帯は、土・日・祝日を除く、平日午前9時00分から午後1時00分までの間及び午後2時00分から午後5時00分までの間

陸上自衛隊
東立川駐屯地業務隊厚生科長 殿

公募説明会参加申込書

東立川駐屯地内における野外交売店の出店及び販売に係る公募説明会への参加を下記のとおり申し込みます。

記

申 込 年 月 日	令和 年 月 日 ()		
事 業 者 名			
事業所の所在地	〒		
業 種			
販 売 品 目			
代表者の役職・氏名	役職	フリガナ 氏 名	
担 当 者	役職・氏名	役職	フリガナ 氏 名
	電 話 番 号		
	F A X 番 号		
説 明 会 参 加 者	役 職	フリガナ 氏 名	連 絡 先
	役 職	フリガナ 氏 名	連 絡 先

※ 駐車場は台数に制限があるため、公共交通機関をご利用ください。